

## 会員規則（内規）

### （会員）

第1条 北九州ESD協議会を構成する会員は以下の2種類とする。

- （1）団体会員－各種団体の代表者・関係機関等
- （2）個人会員－個人

### （入会資格）

第2条 入会の申し込みをした者が以下のいずれか一の項目に該当する、又は該当する恐れがある場合、その者の入会申し込みは無効となることがある。

- （1）過去に本会則違反により会員資格を停止されたことがある場合
- （2）入会申込書の記載事項に、虚偽記載、誤記、記入漏れがある場合
- （3）暴力団若しくは反社会的団体と関係があると認められる場合
- （4）その他当該申込が本協議会活動の目的に適合しないと判断できる場合

### （入会手続）

第3条 北九州ESD協議会の会員になるには、種類に応じて以下の手続とする。

#### （1）団体会員

所定の入会申込書により入会の旨を申し出る。但し、入会の決定は運営委員会で行う。

#### （2）個人会員

所定の入会申込書により入会の旨を申し出る。但し、会員2名の推薦を得ること、会費を納めることにより入会とする。

### （資格の発生）

第4条 運営委員会で決定した時をもって資格発生とする。

### （会費）

第5条 入会金は共になし、年会費は以下のとおりとする。

#### （1）団体会員

年会費なし。

#### （2）個人会員

年会費として500円。但し、資格喪失時の返却はしない。

(会員の継続と有効期限)

第6条 団体会員については第7条資格喪失までの間、個人会員は毎年4月1日を起算日とする。

(会員資格の喪失)

第7条 会員は次の場合資格を失うものとする。

- (1) 退会を申し出たとき
- (2) 死亡又は解散したとき
- (3) 個人会員は所定の期限内(2年間)に会費を納入しないとき

(会員の事業参加)

第8条 団体会員、個人会員ともに北九州ESD協議会が主催する事業に参加することができる。

付則 この規則は、平成22年4月1日から施行する。